

障害者福祉課

議案第48号

港区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例について

心身障害者福祉手当の支給対象の範囲を拡大し、精神障害者が住み慣れた地域で自立して安定した生活が送れるよう福祉の一層の向上を図るため、港区心身障害者福祉手当条例（以下「条例」といいます。）の一部を改正します。

1 経緯

区は、平成17年の障害者自立支援法の成立によって身体、知的、精神の三障害共通の障害福祉サービス提供の制度となったことを機に、精神障害者を身体障害者及び知的障害者と同様に区独自事業の対象とし、様々な支援策に取り組んでいます。

精神障害者に対してはこれまで、個別の金銭給付では実現が難しい生活環境の整備を優先し、区有施設を活用した民間グループホームの設置、就労の場の確保や相談事業の充実などの取組を積極的に推進し、本年6月からは、精神障害者支援の拠点である区立精神障害者支援センターにおいて、利用者の自立に向けた新たな事業を展開しています。

2 改正理由

精神障害者からは、依然として生活環境の整備とともに年金や手当など経済的支援の充実を望む声が、区に寄せられています。

こうした状況を踏まえ、区は、引き続き精神障害者が必要とする生活環境の整備を推進するとともに、住み慣れた地域で自立して安定した生活が送れるようにするため、経済的支援として心身障害者福祉手当の支給対象に精神障害者を加えます。

3 改正内容

- (1) 心身障害者福祉手当の支給対象に精神障害者保健福祉手帳1級を加えます。
- (2) 障害等級が1級の精神障害者に月額15,500円を支給します。

4 施行期日

公布の日（令和3年10月以降の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用）

港区心身障害者福祉手当条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において「障害者」とは、次に掲げる者(第一号から第四号までに掲げる者にあつては、別表に定める程度の障害又は同表に定める疾病を有するものに限る。)をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 身体障害者 二 知的障害者 三 精神障害者 四 特殊疾病者 五 脳性麻痺又は進行性筋萎縮症を有する者 <p>2 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>(手当の額)</p> <p>第六条 手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、別表</p>	<p>(前略)</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において「障害者」とは、次の各号のいずれかに該当するものであつて、別表第一に定める程度の障害のある者又は疾病者をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 身体障害者 二 知的障害者 三 特殊疾病者 四 その他前各号に準ずる者 <p>2 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>(手当の額)</p> <p>第六条 手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、別表</p>

に定める額とする。

(中略)

別表(第二条、第六条関係)

区分	障害の程度又は疾病	月額
知的障害者	<p>東京都愛の手帳交付要綱(昭和四十二年三月二十日、四十二民児精発第五十八号)別表一知的障害(愛の手帳)総合判定基準表(以下「総合判定基準表」という。)のうち、一度、二度又は三度</p>	一万五千五百円
身体障害者	<p>障害程度等級表のうち、三級</p>	七千七百五十円
	<p>身体障害者福祉法施行規則(昭和二十五年厚生省令第十五号)別表第五号に定める身体障害者障害程度等級表(以下「障害程度等級表」という。)のうち、一級又は二級</p>	一万五千五百円

第二に定める額とする。

(中略)

別表第一(第二条関係)

障害者の区分	障害の程度
身体障害者	<p>身体障害者福祉法施行規則(昭和二十五年厚生省令第十五号)別表第五号に定める身体障害者障害程度等級表のうち、三級以上である者</p>
知的障害者	<p>東京都愛の手帳交付要綱(昭和四十二年三月二十日付四十二民児精発第五十八号)別表第一知的障害(愛の手帳)総合判定基準表のうち、四度以上である者</p>
特殊疾病者	<p>区規則で定める疾病を有する者</p>
その他各号に準ずる者	<p>脳性麻痺又は進行性筋萎縮症を有する者</p>

精神障害者	総合判定基準表のうち、 四度	七千七百五十円
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第五十五号）第六条第三項に定める障害等級のうち、一級	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第五十五号）第六条第三項に定める障害等級のうち、一級	一万五千五百円
特殊疾病者 脳性麻痺又は進行性筋萎縮症を有する者	区規則で定める疾病	一万五千五百円

別表第二（第六条関係）

障害者の区分		障害の程度	手当月額
身体的障害者	者	別表第一に定める一級及び二級の者	一万五千五百円
	者	別表第一に定める三級の者	七千七百五十円
知的障害者	者	別表第一に定める一度、二度及び三度の者	一万五千五百円
	者	別表第一に定める四度の者	七千七百五十円

付 則

1| この条例は、公布の日から施行する。

2| この条例による改正後の港区心身障害者福祉手当条例第二条第一項、第六条及び別表の規定は、令和三年十月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用し、同年九月以前の月分の心身障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。

特殊疾病者	別表第一に定める疾病を有する者	一万五千五百円
その他前各号に準ずる者	別表第一に定める疾病を有する者	一万五千五百円